

## 令和2年度 第5回宝塚市総合教育会議

- 1 日時 令和2年11月5日(木) 16:00～18:00
- 2 場所 宝塚市役所3階 特別会議室
- 3 出席者 (構成員) 中川市長 森教育長 川名教育委員 篠部教育委員  
木野教育委員 望月教育委員  
(関係職員) 井上副市長 教育委員会事務局理事 管理部長  
管理室長 教育企画課長 職員課長 教育企画課係長  
学校教育部長 学校教育室長 幼児教育担当次長  
特別支援・人権教育担当次長 教育支援室長  
学校教育課長 学校教育課副課長 社会教育部長  
(事務局) 企画経営部長 政策室長 政策推進課長 政策推進課係長

### 4 内容(議事概要)

#### ■開会

中川市長の挨拶後、議題1 「市立中学校内での重大事案について」、議題2 「市立小学校にかかる事案について」、議題3 「市立中学校内での体罰事案について」、議題4 「体罰事案に関するアンケートについて」についての公開について会に諮り、非公開決定する。

(傍聴人退出)

#### ■議事

議題1 「市立中学校内での重大事案について」

(市立中学校内での重大事案について、教育委員会事務局から説明)

- ・当事者に寄り添い、可能な支援策を考えていく必要がある。
- ・どのような仕組みの中でどのように支援していくのか、色々知恵を絞って支援

する道を探し、検討していく必要がある。

- ・教師の側も失敗から学び、成長していく必要がある。そのために、教育委員会としても、これからも指導していく必要がある。

以上の意見を踏まえ、支援の方法について引き続き検討していくことで調整された。

## 議題2 「市立小学校にかかる事案について」

(市立小学校にかかる事案について、教育委員会事務局から説明)

- ・市立小学校にかかる事案が発生した原因の1つとして、サービス管理が徹底されていなかったことが考えられるので、その点についても協議する。
- ・時間年休の管理については、様式を修正し時間年休の記載欄を設ける。副業の件については、副業に該当するのか、事前に教育委員会に確認する必要があることを改めて周知徹底していく。県教育委員会に処分を求める手続きについても進めていく。
- ・時間年休と副業の件については、そこにある問題点を分析し、具体的な対応策を検討し、学校長や教職員へ周知を図る必要がある。
- ・サービス管理については、日常的に校長からの指導が多い教師の情報について、学校から吸い上げ、教育委員会で管理する。その上で、一義的には校長が対応し、困難なケースについては教育委員会で対応することを徹底する。
- ・今回の件は、個人的な要素が相当程度あるような気がする。その場合、教育委員会の対応も全体に向けたものとは別の対応が必要になるような気がする。
- ・学校現場での教師の言動について、全ての情報が教育委員会に上がってくる訳ではなく、保護者や現場の教師の方が情報を持っているのではないか。
- ・今起きている問題は、学校や教育委員会だけで対応するのは難しい状況ではないか。PTAや地域の人たちに学校を見にきてもらい、多くの目で子どもたちを守る

ことも必要ではないか。

以上の意見を踏まえ、問題点の分析、具体的な対応策の検討を進めることで調整された。

### 議題3 「市立中学校内での体罰事案について」

(市立中学校内での体罰事案について、教育委員会事務局から説明)

- ・教育委員会が警察に告発する仕組みについて、他市の事例も踏まえ、どのように考えているのか。
- ・教育現場に警察が介入することに対しては、従来、抑制的な傾向があった。その結果、処分が甘いと受け取られたこともあったのではないか。
- ・診断書で被害が証明されている場合は、被害者側の了解を得た上で、教育委員会が告発をしてもいいのではないか。理由として、事実認定の調査には難しい面があり、警察に委ねる方が適切である点、被害者側は今後の学校生活のことを考え、被害届を出すことにためらいを感じるのではないかという点が挙げられる。その結果、事実認定で学校が判断に悩むことがなくなり、被害者側の負担軽減にもなる。
- ・今回の件は体罰ではなく犯罪であると考えている。全ての場合に教育委員会が告発するのは行き過ぎだが、被害者側が被害届を出すかどうか委ねるのではなく、他市の事例も参考にしながら、悪質で生命に関わる場合は、被害者側の了解を待たず教育委員会が告発してもいいのではないか。
- ・言葉のハラスメントの場合については、身体的な被害の場合と異なり、一律に線引きするのは難しいが、どのような場合に告発の対象とするのか検討していく必要がある。
- ・現在の県の基準では、部活動の場で体罰をしたり、処分を受けた場合、その後、部活動の顧問にはしないこととなっているが、授業の場での体罰、処分には適

用されていない。市独自の基準になったとしても、授業の場での体罰、処分でも顧問をさせないことを検討していく必要があるのではないか。

- ・必要な場合には教育委員会が告発すると示すことで、現場の顧問、教師に対して一定の抑止力となる。そのような姿勢を示すことが重要ではないか。
- ・教育委員会が告発する場合の基準について、他市では事案の重大性、保護者の意向などを総合的に勘案して判断をしている。一律の線引きは難しく、結果としてケースバイケースの対応となっている。
- ・事案が発生した際、速やかに教育委員会が告発する仕組みについて、教育現場にとっても分かりやすいものを作成する必要がある。教育委員会で作成し、検証委員の助言を得る方法が良いのではないか。
- ・教師の側に対しても、処分をするだけでなく、個人にあった研修の機会を設けるなど、併せて考えていく必要がある。

以上の意見を踏まえ、教育委員会が警察に告発する仕組みの案について、教育委員会で作成することで調整された。

#### 議題4 「体罰事案に関するアンケートについて」

(体罰事案に関するアンケートについて、教育委員会事務局から説明)

- ・アンケートの項目やスケジュールについて調整された。

以上